

# 東京大学技術職員の研修に関する取り扱い要項

平成4年3月10日

総長 裁定

平成22年5月24日一部改正

平成24年8月28日一部改正

令和3年3月22日一部改正

## (目的)

第1 この要項は、東京大学技術職員の組織等に関する取り扱い要項（平成2年3月12日総長裁定）第4第2項に基づき、東京大学の技術職員にその職務と責任の遂行に必要な知識・技術等を修得させ、その他その遂行に必要な技術職員の能力・資質等を向上させるため、研修の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 技術職員研修 専門的知識及び技術を修得させるために行う研修をいう。
- (2) 集合研修 執務を離れて集合的に行う研修をいう。
- (3) 個別研修 個別に必要なと認めて行う研修をいう。

## (対象者)

第3 研修の対象者は、原則として技術職員とする。

## (技術職員研修)

第4 技術職員に専門的知識及び技術を修得させるため、技術職員研修を行う。

2 前項の研修は、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 全学的技術職員研修  
全学的に集合研修の形態により行う。
- (2) 部局別技術職員研修  
部局別に集合研修の形態により行う。
- (3) 個別研修  
部局において、執務を通じ又は執務を離れて個別に行う。

## (技術職員研修企画委員会)

第5 全学的技術職員研修について企画立案するため、東京大学総合技術本部のもとに、技術職員研修企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項については、東京大学総合技術本部が別に定める。

(実施)

第6 全学的技術職員研修の実施に関し必要な事務は、部局の協力を得て本部人材育成課において処理する。

2 部局別技術職員研修及び個別研修の実施に関し必要な事項については、部局長が別に定める。

(研修の記録)

第7 20時間又は3日を超える全学的技術職員研修を修了した者については、人事記録に記載する。

2 前項の規定にかかわらず、研修の日程に関しては、第5で定める技術職員研修企画委員会において20時間又は3日を超える日程に相当すると認める場合には、当該日程に満たなくても足りるものとするができる。

(研修成果の発表)

第8 研修成果を広く本学に周知させ、本学技術職員の技術水準の向上に資するために、その成果を原則として技術発表会等で発表又は報告し研修報告集等に掲載するものとする。

附 則

この要項は、制定の日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年5月24日から実施する。

附 則

この要項は、平成24年8月28日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から実施する。